

# 第2回伊奈町まちづくり基本条例検討委員会資料

次 第		令和5年7月3日（月） 午前・統括監会議終了後 全員協議会室
1	開 会	
2	委員長あいさつ	
3	議 題  (1) 今後の制定スケジュールについて (2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について  (一) まちづくりに関するアンケート調査結果 (二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果 (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見  (3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について	
4	そ の 他	
5	閉 会	



## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	議 題 (1) 今後の制定スケジュールについて (2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について (一) まちづくりに関するアンケート調査結果 (二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果 (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見 (3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について
4	そ の 他
5	閉 会

## 次 第

1	開 会
2	<b>委員長あいさつ</b>
3	<b>議 題</b> (1) 今後の制定スケジュールについて (2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について (一) まちづくりに関するアンケート調査結果 (二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果 (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見 (3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について
4	そ の 他
5	閉 会

## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<b>議 題</b> <b>(1) 今後の制定スケジュールについて</b> <b>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</b> <b>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</b> <b>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</b> <b>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</b> <b>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</b>
4	そ の 他
5	閉 会

# 伊奈町まちづくり基本条例 制定目的について

## 伊奈町まちづくり基本条例

### 制定目的

- ①町役場と町民が一体となって町の自治に関する基本原則を明確化し、町の今後の在り方についてグランドデザイン（理想像）を掲げ、共有することで、町の行政施策等に体系性、一貫性を与え、効果的効率的行政を推進するもの
- ②町及び町民の主体性を明確化し、住民参加や協働をさらに推進するもの



× 町の都市づくり（開発、区画整理など）を具体的にどのように進めていくか



× 町の道路（道路の拡幅など）を具体的にどうするか



# 伊奈町まちづくり基本条例 検討委員会の役割について

伊奈町まちづくり  
基本条例懇話会



提言

伊奈町まちづくり  
基本条例検討委員会

委員長：関口副町長



提案

町長



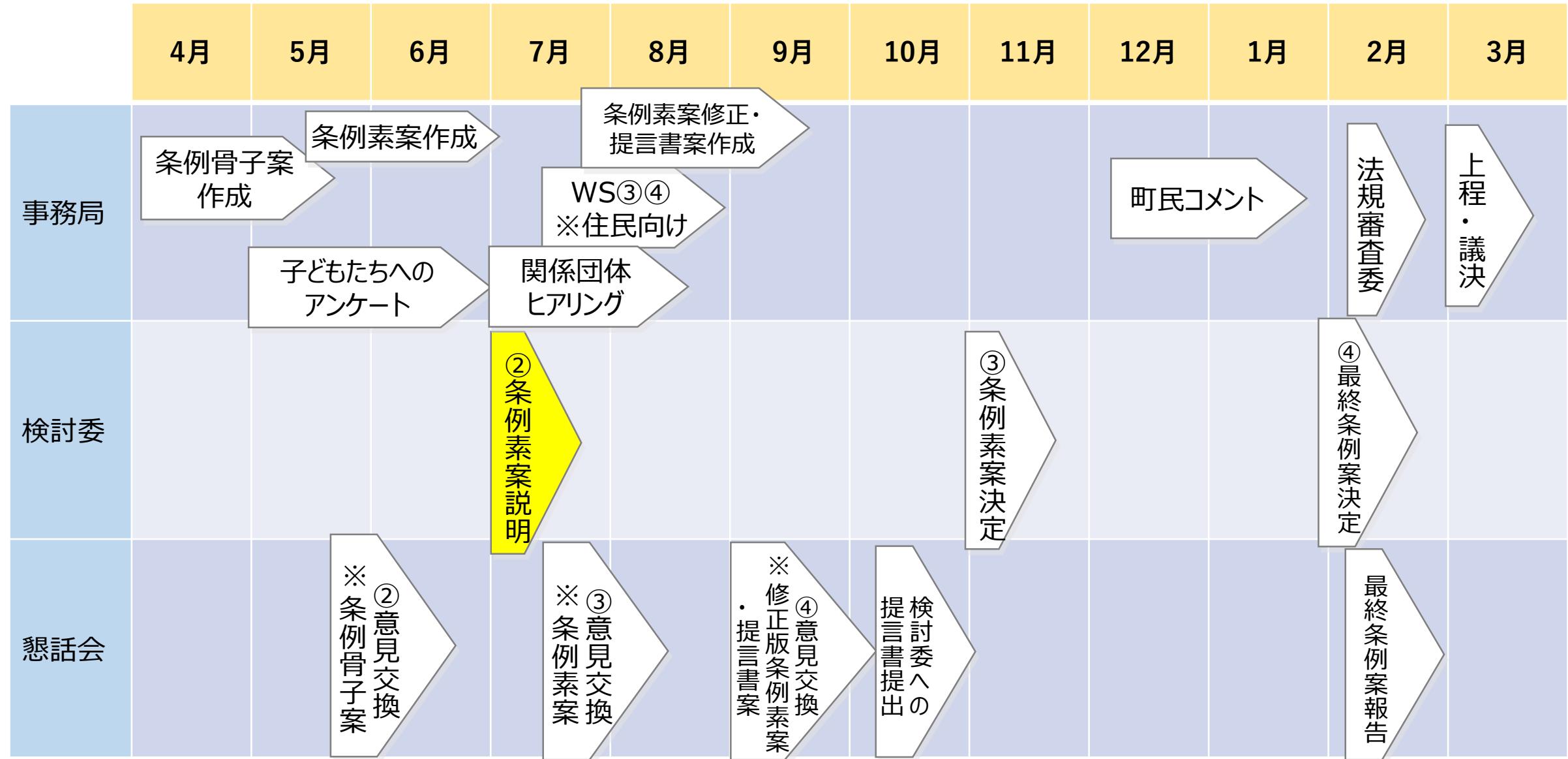
## 役割

- ①条例の名称、項目及び内容について、各委員が  
その知識や経験を踏まえて、活発に意見を交わすこと
- ②各委員から示された意見を伊奈町まちづくり  
基本条例検討委員会へ提言すること

## 所掌事務（抜粋）

- ①基本条例の素案作成及び  
町長へ提案すること
- ②懇話会による意見その他  
広く町民の意見を募ること

# 伊奈町まちづくり基本条例 制定スケジュール



※多少日程が変動する場合があります。

※上記のほか、適宜議会への経過報告（全協）を行う。また、WSやアンケート結果等の制定経過も随時HP等で周知予定。

# 伊奈町まちづくり基本条例 素案作成経過について

5月

6月

7月

8月

## 第2回懇話会

### 条例骨子案に係る意見交換

- (ご意見の例)
- ・「前文」は設けるべきと考える
  - ・「責務・役割」において、町長の責務に加えて、職員の責務についても規定すべきと考える
  - ・社会情勢の変化に対応するため、条例の見直し規定を設けるべきと考える など

## 第2回検討委員会

### 事務局

- 【6月】  
事務局において**条例素案の検討**
- 【7月3日】  
第2回検討委員会に条例素案提示

## 第3回懇話会

### 条例素案に係る意見交換

- (ご意見の例)
- ・「前文」に「バラのまち」について言及がないため、盛り込むべきではないか
  - ・職員の責務において、「職員は、研鑽に努める…」とあるが、「職員は、常に研鑽に努める…」とすべきではないか
  - ・条例の見直し規定において、「必要に応じて、この条例を見直す」とあるが、「必要に応じて、検証し及び見直す」とすべきではないか など

## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<p><b>議 題</b></p> <p>(1) 今後の制定スケジュールについて (2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</p> <p>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果 (二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果 (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見 (3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</p>
4	そ の 他
5	閉 会

### 別添の資料

伊奈町まちづくり基本条例（素案）  
も併せてご参照ください

# (一) 伊奈町のまちづくりに関するアンケート調査結果

## 1. 目的

次期伊奈町総合振興計画の策定にあたり、町民の皆様から、生活環境や町の様々な取り組みに対する評価と、今後のまちづくりに対する意向等を把握するために実施したもの。

## 2. 調査概要

対象	町内にお住まいの16歳以上の方から無作為抽出した1,500名
方法	郵送配布・郵送回収
期間	令和4年11月17日（木）～12月7日（水）回収分まで
内容	<ol style="list-style-type: none"><li>あなたご自身について</li><li>あなたの暮らしを取り巻く環境について</li><li>伊奈町の将来像や今後のまちづくりについて</li><li>まちづくりへの参加と協力について</li><li>就労の様子について</li><li>デジタル化の推進について</li><li>新型コロナウィルス感染症の影響について</li><li>SDGsについて</li><li>自由回答</li></ol>



## 3. 回収結果

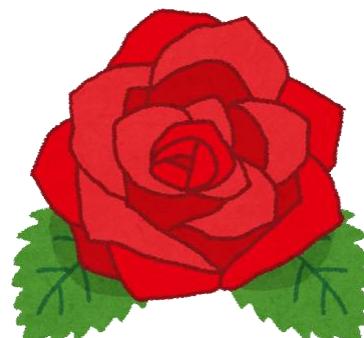
配布数	有効回収数	有効回収率
1, 500 件	724 件	48.3 %

# (一) 伊奈町のまちづくりに関するアンケート調査結果

## 4. 結果抜粋

問12	住み続けたいと思う理由は何ですか。 ※問11（あなたは今後も伊奈町に住み続けたいですか。）で 「ずっと住み続けたい」または「当分住み続けたい」を選択された方。
問13	他へ移りたいと思う理由は何ですか。 ※問11（あなたは今後も伊奈町に住み続けたいですか。）で 「できれば他へ移りたい」または「すぐにでも他へ移りたい」を選択された方。
問21	あなたは将来に向けて生かしていくべき伊奈町の個性は何であると思いますか。
問22	今後、伊奈町には、どのようなまちになってほしいですか。

別添の資料（アンケート）を  
ご参照ください



# (一) 伊奈町のまちづくりに関するアンケート調査結果

## 5. 条例素案への反映

自然が豊かなまちとなることを望むご意見

⇒ 条例素案作成に当たっては、人と自然との共生といった視点を考慮する

伊奈町まちづくり基本条例（素案）

（環境配慮の原則）

第8条 町民、町及び議会は、生物の多様性を保全するため、環境への影響に配慮した、持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりの推進に努めることを原則とする。



## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<b>議 題</b> <b>(1) 今後の制定スケジュールについて</b> <b>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</b> <b>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</b> <b>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</b> <b>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</b> <b>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</b>
4	そ の 他
5	閉 会

## (二) 伊奈町のまちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果

### 1. 目的

まちづくり基本条例等の策定に当たり、伊奈町の未来を担う小・中学生についても、まちづくりに対する意向を伺うため、実施したもの。

### 2. 調査概要

対象	町立学校に通う小学6年生及び中学3年生
方法	各学校を通じて配布・回収
期間	令和5年5月11日（木）～5月31日（水）まで
内容	1. あなたの暮らしを取り巻く環境について 2. 伊奈町の将来像や今後のまちづくりについて



### 3. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
929件	786件	84.6%

## (二) 伊奈町のまちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果

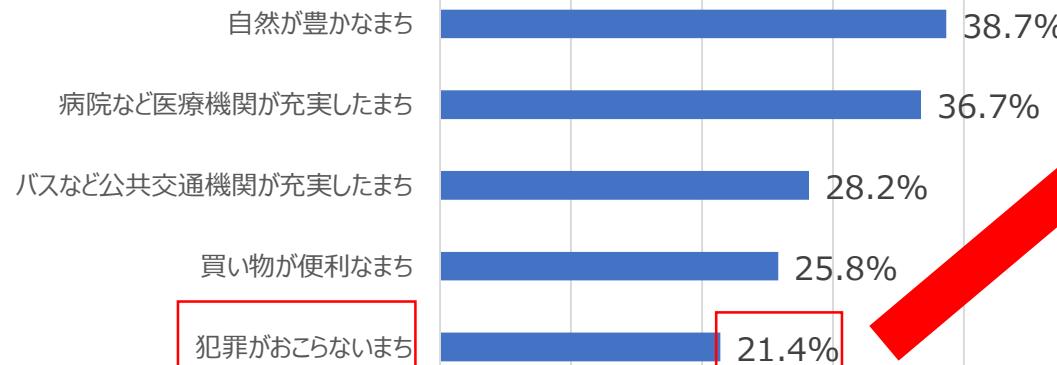
### 4. 結果抜粋

詳細は別添の資料（アンケート）をご参照ください

問 今後、伊奈町には、どのようなまちになってほしいですか。 (○は3つまで)

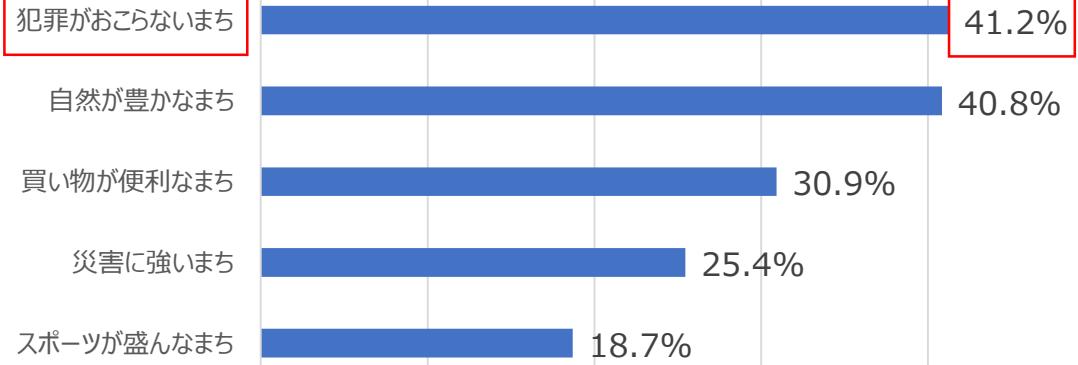
※上位の5回答を抜粋

16歳以上の回答 N=724



※上位の5回答を抜粋

小・中学生の回答 N=786



## (二) 伊奈町のまちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果

### 5. 条例素案への反映

犯罪が起こらないまちになってほしいというご意見

⇒ 条例素案作成に当たっては、安心で安全な地域社会の実現といった視点を考慮する

伊奈町まちづくり基本条例（素案）

（地域尊重の原則）

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心で安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重するとともに、町はその支援を行うことを原則とする。



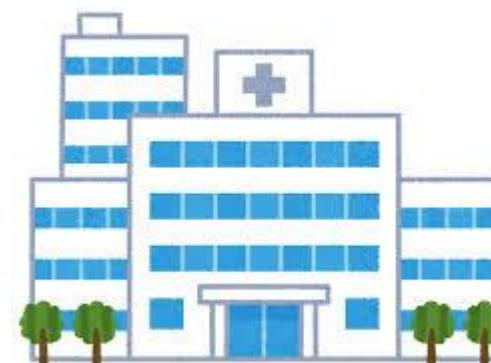
## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<b>議 題</b> <b>(1) 今後の制定スケジュールについて</b> <b>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</b> <b>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</b> <b>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</b> <b>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</b> <b>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</b>
4	そ の 他
5	閉 会

### (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(1/4)

#### 1. 前文に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・町の長い歴史を踏まえると、前文にそういうものがあったほうがいい。移ってきた人にどんな町かわかるように条例も（転入手続きの際に）渡せたらいい。	前文に反映済み
・前文はあったほうがいい。長さは北本市と八潮市の中間程度。内容は町の誕生、名前の由来、町の誇りにしていること。町民憲章の視点も踏まえて前文に伊奈町はこういう街だとイメージできるように。	同上
・伊奈町はニューシャトル開通、がんセンターや精神病院建設等で反対も少なかったようだ。前文に伊奈町は変わろうとする意識が強い、新しいものを取り入れて発展してきたとの入れてもらえたとありがたい。	同上



### (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(2/4)

#### 2. 項目全般に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
・条例の内容の軽微な変更は担当課で変更できる規定を入れてもいいと思う。	反映なし ※条例内容の変更（改正）は議決事件のため（地方自治法第96条第1号）
・浦安・八潮は「情報共有」、北本は「情報公開及び発信」と見出しの表現からも自治体の町民への姿勢が見えるのきちんとやってほしい。	第14条に反映済み ※見出し「情報の公開及び発信」
・浦安は協働ではなく連携という表現を使っている。連携についても用語の定義がない。 <u>用語の定義はきちんとしたほうがいい</u> と思う。	第3条（定義）に反映済み
・八潮は <u>基本理念が細かく載っている</u> 。町民が共感しやすい <u>項目だても入れたほうがいい</u> 。	第2章（まちづくりの基本理念と基本原則）に反映済み



### (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(3/4)

#### 3. 町民・町長・職員の責務に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
<ul style="list-style-type: none"><li>浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。<u>北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。</u></li></ul>	第10条（町長の責務）、第11条（職員の責務）に反映済み
<ul style="list-style-type: none"><li>条例を作っても窓口職員まで浸透していないと物事が進まない。北本、八潮のように<u>職員の責務についてあったほうがいい</u>と思う。</li></ul>	第11条（職員の責務）に反映済み
<ul style="list-style-type: none"><li><u>町民に対して町から義務感を負うような仕組みは好きではない</u>。町民全員が同じ意識レベルではないので肩の荷が重くなる方もいる。かといって全くないのも困るので塩梅が難しい。</li></ul>	第9条（町民の権利及び責務）に反映済み

#### 4. 自然環境に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
<ul style="list-style-type: none"><li>伊奈町は緑の多い街なので越してきたという話をよく聞くが、林や畠が消え、緑の街にふさわしくない行為が多くある。<u>自然の保護について入れられたらいい</u>と思う。</li></ul>	第8条（環境配慮の原則）に反映済み
<ul style="list-style-type: none"><li>条例に<u>循環型社会の構築</u>の文言を入れてほしい。</li></ul>	同上

### (三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見(4/4)

#### 5. 住民投票に関するご意見

委員からのご意見	素案への反映
<ul style="list-style-type: none"><li>白岡では（市制移行にあたり）住民投票があった。将来を考えて、<u>どこで住民投票を盛り込むかは検討課題としてほしい。</u></li></ul>	<p>反映なし ※本条例はあくまでもまちづくりの理念等を明らかにするものであり、具体的な制度等を定めるものではないため</p>

#### 6. 教育に関するご意見

意見	素案への反映
<ul style="list-style-type: none"><li>投票率が低いと感じる。小学生のうちから教育できないものか考えていた。働くこと、選挙に行くこと、税金を払うことを入れてもらえればありがたい。</li></ul>	第9条（町民の権利及び責務）に反映済み

#### 7. 個人情報の保護に関するご意見

意見	素案への反映
<ul style="list-style-type: none"><li>北本だけ唯一「個人情報の保護」を入れている。市民協働していくうえで、なんでも個人情報とされてやりづらいところもある。条例には書きにくいかもしれないが、どういうものが個人情報に当たるのかモデル提案できるようなものを作れるといい。</li></ul>	<p>反映なし ※自治体等の保有する「個人情報」については、法律（個人情報の保護に関する法律）において定義規定あり</p>

## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<b>議 題</b> <b>(1) 今後の制定スケジュールについて</b> <b>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</b> <b>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</b> <b>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</b> <b>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</b> <b>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</b>
4	そ の 他
5	閉 会

# 伊奈町民憲章との整理について

伊奈町民憲章（昭和59年1月26日制定）

わたしたちは伊奈町民です。

わたしたちは自然と歴史を尊び、先人が築いた郷土をたいせつにし、さらに創意と努力により魅力あるまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 緑と花の美しいまちを つくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で楽しい家庭の 明るいまちを つくります
- 1 コミュニティーをたいせつにし 心のかよう 住みよいまちを つくります
- 1 教養を深め 歴史と文化の香り高いまちを つくります
- 1 働くことを喜び 産業を伸ばし 豊かなまちを つくります



# 伊奈町民憲章との整理について

伊奈町民憲章（昭和59年1月26日制定）		まちづくり基本条例
性質	<p>各種問題の解決に向け行政の積極的な展開とあわせ、<u>町民も一人ひとりがお互いに助け合い、協力しあう、共通の生活規範やまちづくりの規範</u></p>	<p>まちづくりの基本理念を掲げた上で、町民をまちづくりの主体として位置付け、<u>町民と町、議会の協働を推進するための指針</u></p>
規定事項 具体的	<p>まちづくりの目標（「緑と花の美しいまちをつくります」）や町民道徳・生活規範（「コミュニティーをたいせつに」）を定めるもの</p>	<p>協働によるまちづくりを進めていく上での基本的事項（理念や権利、責務等）を定めるもの</p>
制定背景	<p>急激な人口増加と著しい都市化現象による生活環境の悪化（自然の破壊、土地利用の混乱、公共施設整備の立ち遅れ）から、生活内容の質的向上が望まれていた（町民の生活意識や価値観が、物質的な豊かさから精神的豊かさへと目が向けられる）</p>	<p>地方分権が進む中、人口減少社会を見据えた持続可能な社会を実現するため、まちづくりへの積極的な町民参加が求められる</p>



# 住民投票制度について

住民投票制度とは、行政運営上の特定の問題について、住民が直接賛否の意思を示す制度で、間接民主制を補完するものと言える。

住民投票制度を法的な位置付けから整理すると、3つに分類できる。

## (1) 憲法に基づく住民投票

地方自治特別法の制定（日本国憲法第95条）

## (2) 法律に基づく住民投票

①議会の解散（地方自治法第76条）

②議員・長の解職（地方自治法第80条・第81条）

③合併協議会設置の協議（市町村合併特例法第4条・第5条）

## (3) 自治体の条例に基づく住民投票

①条例で定めた特定の事案【個別設置型】（地方自治法第74条）

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案【常設型】



論点

# 住民投票制度について

## (1) 憲法に基づく住民投票

地方自治特別法の制定（日本国憲法第95条）

特定の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に係る住民投票。

※適用事例：1949年から52年にかけて、「広島平和記念都市建設法」「長崎国際文化都市建設法」などの15の法律に関して、住民投票が行われているのみ。



日本国憲法（抄）

（一の地方公共団体のみに適用される特別法）

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

# 住民投票制度について

## (2) 法律に基づく住民投票

①議会の解散（地方自治法第76条）

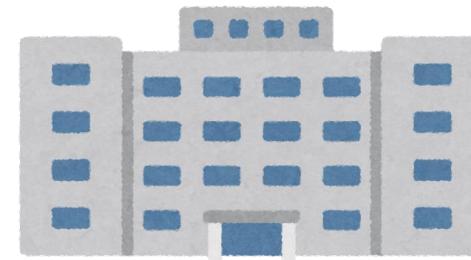
②議員・長の解職（地方自治法第80条・第81条）

③合併協議会設置の協議（市町村合併特例法第4条・第5条）

選挙権を有する者の3分の1以上（※）の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散（議員・長の解職）を求める請求があった場合は、住民投票に付され、その結果、過半数の同意があれば議会は解散（議員・長は失職）することとなる。



提出

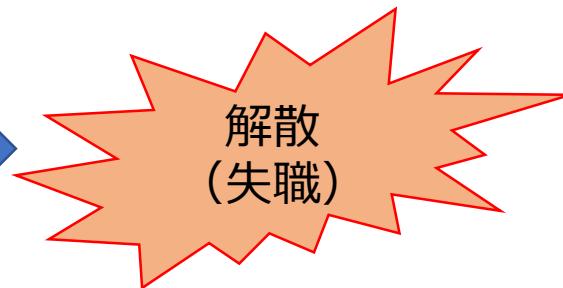


選挙管理委員会

認められた  
場合



過半数の  
賛成



解散  
(失職)

有権者の3分の1以上（※）  
の署名をもって、議会の  
解散（議員・長の解職）を  
求める請求

必要署名数の審査

住民投票実施

（※）自治体の有権者数が多い場合、「6分の1以上」等の例外あり

# 住民投票制度について

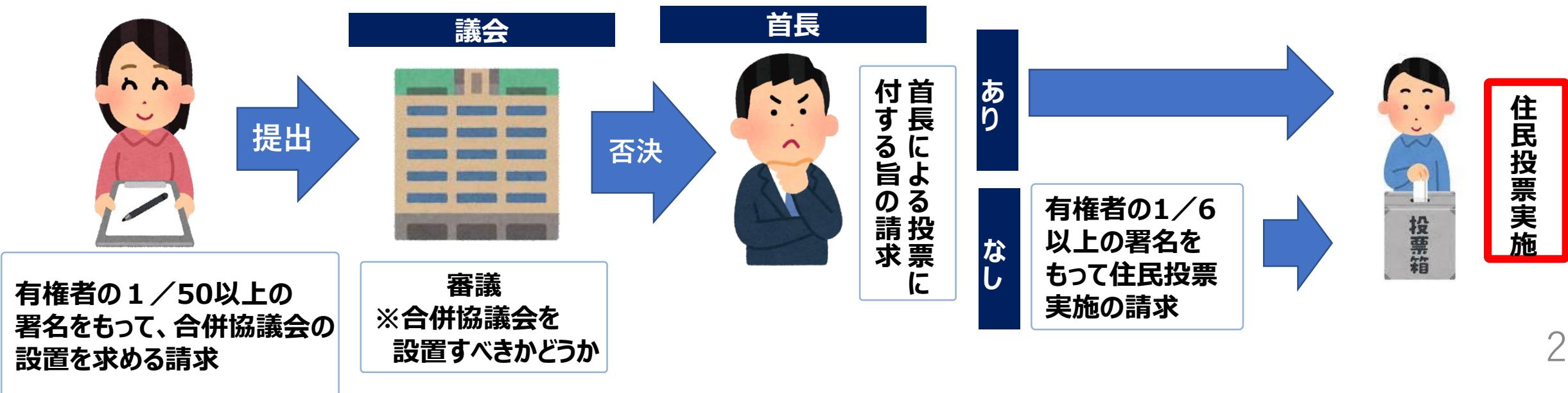
## (2) 法律に基づく住民投票

①議会の解散（地方自治法第76条）

②議員・長の解職（地方自治法第80条・第81条）

③合併協議会設置の協議（市町村合併特例法第4条・第5条）

自治体が市町村合併特例法の規定による合併をしようとするときは、合併に関してあらゆる事項の協議を行う組織である「合併協議会」を設置しなければならない。  
この合併協議会の設置に関して、住民投票を実施しなければならない場合が規定されている。



# 住民投票制度について

## (3) 自治体の条例に基づく住民投票

①条例で定めた特定の事案【個別設置型】（地方自治法第74条）

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案【常設型】

近年、自治体にとって重要な案件について直接住民の意思を問うため、住民投票条例を制定して投票を実施する自治体が増えている。

条例に基づく住民投票には、住民からの直接請求または議員や市長の提案により、その都度、住民投票条例を議会の議決により制定して実施する「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施する「常設型」がある。



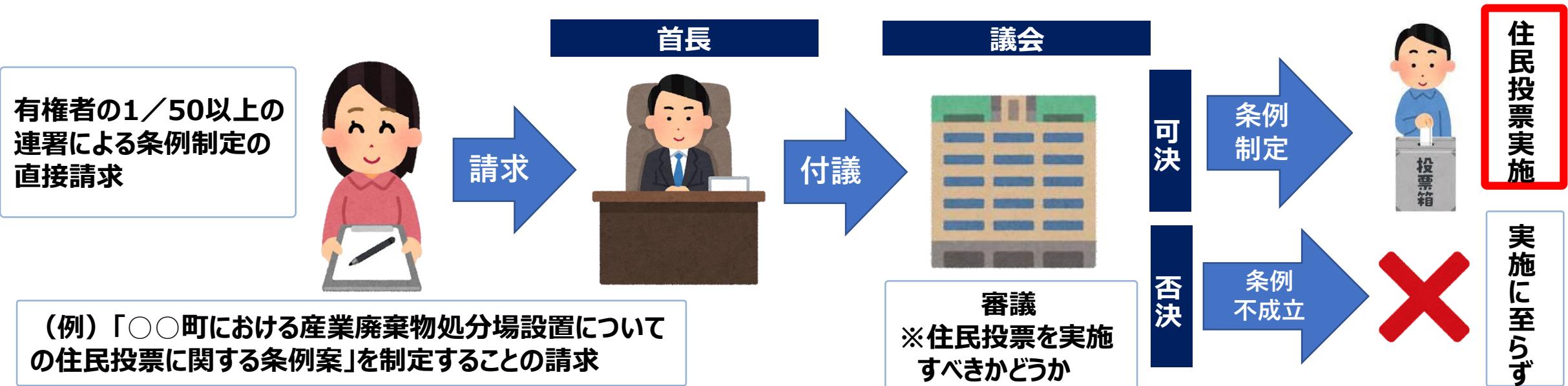
# 住民投票制度について

## (3) 自治体の条例に基づく住民投票

①条例で定めた特定の事案【個別設置型】（地方自治法第74条）

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案【常設型】

地方自治法第74条の規定に基づき、住民は有権者の1／50以上の署名をもって条例の制定（または改廃）を請求することができる。請求が有効な場合は、長は住民から提出された条例案に意見を付し、議会に付議することとされている。この制度を利用して、住民が「住民投票条例」の制定を請求し、議会が住民投票条例議案を可決したときは、住民投票が実施される。



# 住民投票制度について

## (3) 自治体の条例に基づく住民投票

①条例で定めた特定の事案【個別設置型】(地方自治法第74条)

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案【常設型】

あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に住民投票を実施する。

### 規定例

所沢市自治基本条例（抄）  
(住民投票)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行わなければならない。

(1) 年齢満18歳以上の本市の住民基本台帳に記録されている者で日本国籍を有するものが、その総数の5分の1以上の者の連署をもって住民投票の請求を行ったとき。

(2) 市議会が、出席議員の過半数の賛成により住民投票の実施を議決したとき。

(3) 市長が、市政運営に関する特に重要な事項について、住民投票が必要であると判断したとき。

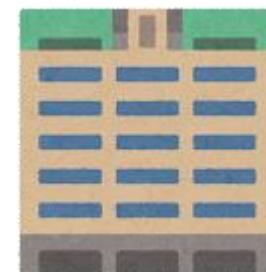
2~3 (略)

### 投票資格者



1/5以上の連署による請求

### 議会

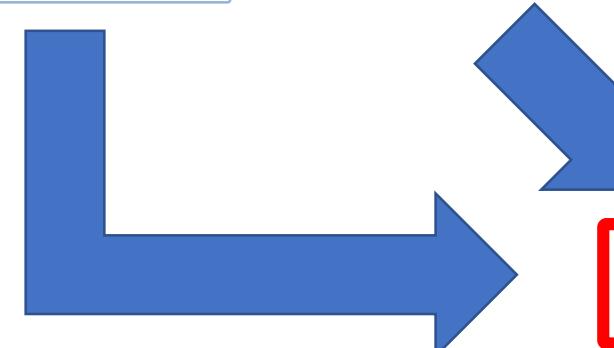


過半数の賛成

### 首長



必要であると判断



住民投票実施



(※) あくまでも所沢市の規定による住民投票の例です

# 住民投票制度について

## (3) 自治体の条例に基づく住民投票

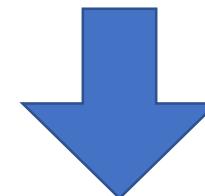
①条例で定めた特定の事案【個別設置型】（地方自治法第74条）

②あらかじめ条例で定めた要件を満たした事案【常設型】

### まちづくり基本条例素案における住民投票制度に係る規定の検討

#### まちづくり基本条例の制定目的

⇒ まちづくりの基本原則を明らかにし、町民参加や情報共有、協働のあり方など、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めること



町民参加手法の1つである住民投票などの具体的な制度等を定めることではないことから、条例素案において住民投票制度に係る規定は設けない

## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<p>議 題</p> <p>(1) 今後の制定スケジュールについて</p> <p>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</p> <p>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</p> <p>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</p> <p>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</p> <p>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</p>
4	<p>そ の 他</p>
5	閉 会

## 次 第

1	開 会
2	委員長あいさつ
3	<p>議 題</p> <p>(1) 今後の制定スケジュールについて</p> <p>(2) 伊奈町まちづくり基本条例素案について</p> <p>(一) まちづくりに関するアンケート調査結果</p> <p>(二) まちづくりに関する小・中学生へのアンケート調査結果</p> <p>(三) 第2回まちづくり基本条例懇話会でのご意見</p> <p>(3) 伊奈町民憲章との整理、住民投票制度について</p>
4	そ の 他
5	閉 会